特定⾮営利活動法⼈⽇本血液透析濾過医学会評議員申請書（□新規、□再任）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ | |  | | ⽣ 年 ⽉ ⽇ | |
| ⽒ 名 | |  | | 昭和 　　年　　 ⽉　　 ⽇⽣（　　 才） | |
| 現住所 | | 〒 | | TEL | FAX |
| 勤務先 | |  | | 役 職 名 | |
|  | |
| 勤務先  所在地 | | 〒 | | TEL | FAX |
| E-mail | |  | | | |
| 職 種 | | 医師 ・ 臨床⼯学技⼠ ・ 看護師 ・ 薬剤師 ・ 臨床検査技師 ・ 研究者 ・ その他 | | | |
| 本会⼊会年 | | 平成 令和　　　　年（事務局記載） | | | |
| 履歴 | |  | | | |
| 業  績  ⽬  録 | 学  会  研  究  会  発  表 | 申請前 5 年間の腎不全や⾎液透析療法、血液透析濾過関する発表(2 回以上) | | | |
| 本  会  発  表 | （１回以上） | | | |
| 更新前３年間の本への参加 | | | 第　　日本血液透析濾過医学会学術集会　場所（ | | |

申請⽇：令和 　　　年 　　　⽉ 　　　⽇

評議員選出規則細則（特定⾮営利活動法⼈⽇本⾎液透析濾過医学会施⾏細則より）

第３章 評議員

（評議員の定員）第５条 評議員の定員は正会員数の５％以内とする。

（評議員の選出）第６条 評議員にならんとする者は、通常総会２ケ⽉前までに学会事務局へ申請書を提出する。 評議員にならんとする者は、次の資格条件を満たさなければならない。

(１)　本会会員歴が３年以上であり、かつ会費を完納していること。

(２) 申請前５年間に腎不全や⾎液透析療法、濾過型⾎液浄化法に関する研究会発表が２回以上あり、かつ本医学会での発表が１回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）

（評議員選考委員会） 第７条 選考委員会は、選考委員⻑および委員により構成し、評議員の選出に関する実務を遂⾏する。

（１） 選考委員⻑は理事⻑とし、委員は副理事⻑、会⻑、副会⻑、前会⻑とする。

（２） 評議員選考委員会は候補者につき選考し、その結果を理事会へ報告し承認を得る。

（評議員の資格） 第８条 評議員会を正当な理由なく２回連続⽋席した場合にはその資格を失う。

（評議員の更新） 第９条 2年毎の任期満了時、更新意志があり次の条件を満たす者は、再任されることができる。

（１） 更新前３年間のうち本学術集会への参加が１回以上あること。

（２） 更新前３年間のうち本学術集会での発表が１回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）